相次ぐ留置場保護室内虐待死事件に寄せて ⑨

田鎖麻衣子

本紙六五六号掲載の拙稿「追記」にて予告したとおり、今回は、岡崎警察署保護室内死亡事件を受けて、警察庁が二〇二三年一二月一日付で通達した「再発防止策」につき検討を加えたいと考えていた。しかし、警察庁ホームページには、『『留置管理業務推進要領』の一部改正について（通達）』が発出されたことが掲載されているものの、具体的に何がどのように改正されたのかについてはまったく不明である。内容を把握するため、やむなく文書開示請求を行ったのだが、いまだに開示がなされていない状況である。

困っていたところ、前記本紙六五七号に、号外「抗議声明　強制採血と『取調べ拒否者』の取調室への強制連行に抗議する」が同封されてきた。同声明には、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、単に「法」と記すものとする）一六条三項が引用されている。この条文は、同声明も述べるとおり、一般に「捜査と留置の分離の原則」を明記したものであると理解され、現に政府・警察庁はそのように説明する。そして、「捜査」と「留置」の機能の「分離」は、代用監獄（代替収容）制度存続が許容されるための根拠として掲げられてきた。しかし、これがおよそ「捜査と留置の分離」を原則化した条文ではないことを解説したい。

法一六条三項は「留置担当官は、その留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならない。」と規定する。「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案」の国会審議（二〇〇六年）においては、同条項のもとでは「捜査と留置の分離」は不完全であり、「留置担当官」による捜査を禁止するだけではなく、捜査担当者は留置業務に従事できないことも併せて規定すべきとの意見が出されていた。これに対して政府は、以下のように回答していた。同条項の「留置担当官」とは、留置管理係に所属する者のみならず、現に留置業務に従事する者を指すので、現に被留置者の捜査を行っている捜査官が当該被留置者の処遇を行うと、その捜査官は「留置担当官」に該当することとなり、同条項に違反することになる。よって、捜査官が留置業務を行ってはならない旨を規定することは、同条項と重複するので不要である、と。

一読しただけではわかりにくいこの回答の中身を、もう少し分かり易く規定しているのが、犯罪捜査規範（国家公安委員会規則第二号）一三六条の三である。同条は、「捜査と留置の分離」という見出しのもと、以下のように定める。「捜査員は、自らが犯罪の捜査に従事している場合における当該犯罪について留置されている被留置者に係る留置業務に従事してはならない。」

この規定の意味を、二つの事例で示そう。被留置者Aの捜査を担当している捜査官甲が、護送を含めAの処遇を行うことは、「捜査と留置の分離」に違反し、許されない。他方、甲が、自らは捜査を担当していない被留置者Bや被留置者Cの処遇を行うことは、禁止されない。

ちなみに、法一六条三項の「その留置施設に留置されている被留置者」（傍点筆者）という文理からも明らかなように、留置担当官による捜査従事の場面でも、「分離」は徹底されていない。乙警察署の留置担当官丙が、乙署留置場の被留置者の捜査を行うことは禁止されるが、丙が丁警察署の被留置者に対する捜査に従事することは、当然認められているのである。

つまり、政府のいう「捜査と留置の分離」とは、「捜査」と「留置」が「分離」されることを必ずしも意味していない。実際、政府も「基本的にはできるだけそういうことで完全に分離を、組織的に分離を、捜査員といえども、関係ない捜査をしている人たちも基本的には留置業務をしない方がいいわけでございますが」と、分離の不十分性を認めている（二〇〇六年五月三〇日参議院法務委員会における安藤隆春政府参考人の答弁）。にもかかわらず、国際社会に対し、「捜査機能と留置管理機能の完全な分離については、…法律…において、既に、留置担当官はその留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならないことを規定している」（拷問禁止委員会の第二回総括所見に対する日本政府コメント、傍点筆者）などと説明することは誤りであり、かつ非常に不誠実である。

なお、本連載は次号で一旦区切りをつける。次号締め切りに間に合うよう、警察庁より文書の開示を受けられることを期待している。